

私的年金制度の主な課題と要望について

2023年6月12日

1. 私的年金制度改革の必要性

- 急速な高齢化・長寿化の進展に伴う「人生100年時代」の到来で、より豊かな老後を過ごすためには、公的年金以外の自助努力による資産形成の必要性が高まっている。

主な背景

少子高齢化の進展

- 我が国の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、一方、総人口に占める高齢者の割合が増加。
- 現役世代の人口減少や平均余命の伸びにより、公的年金の実質的な水準は低下。

長寿化の進展

- 老後期間が長期化することにより、これまで以上に資産寿命の延伸や心身の衰えを見据えた、資産形成を検討する必要性が生じている。

企業年金制度の変化

- 適格退職年金制度の廃止や厚生年金基金の解散等により、中小企業を中心に企業年金制度の実施割合は低下。

働き方の多様化

- 雇用環境の変化により、非正規雇用の比率が上昇。
- 転職の一般化やフリーランスといった働き方等、終身雇用を前提としない働き方が一般化。
- 勤続年数に比例して受給額が増加する退職給付制度の場合、受け取る退職一時金や年金が低水準となる可能性がある。

2. 私的年金制度改革への期待

- NISAについては、「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、成長の果実を享受できる環境を整備する観点から、制度の恒久化に加え、非課税保有期間の無期限化、非課税保有限度額の拡大等が行われる予定（2024年1月）。
- 一方で、少子高齢化及び長寿化が進む中、従来の公的年金や企業年金（DB等）が担ってきた、老後の安定的な生活を支えるという役割を補うべき制度への役割期待が増大。
- 企業型確定拠出年金（企業型DC）・iDeCoについても、拠出限度額の引上げや手続きの簡素化等による一層の普及が必要とされる状況になっている。

（ご参考）資産所得倍増プラン

- 2022年11月28日に策定された「資産所得倍増プラン」では、第二の柱として「加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革」が掲げられたほか、第四の柱として「雇用者に対する資産形成の強化」が掲げられ、「中小企業において職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金、iDeCoが広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。」とされた。

3. 私的年金制度に関する主な検討事項に対する考え方

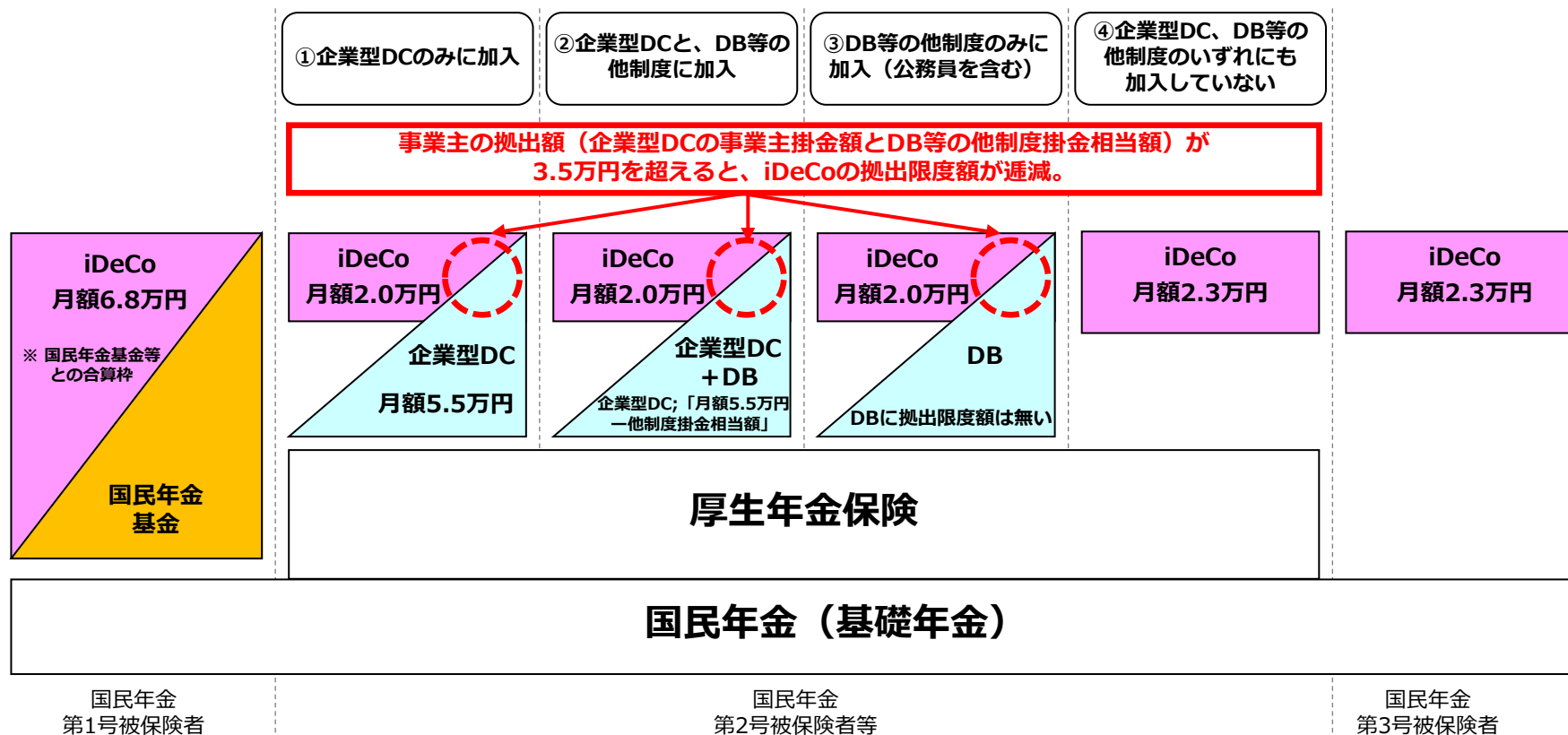
主な検討課題（第21回部会で示された主な視点）	当協会の要望
<p>① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠出限度額の撤廃または引上げ 重要 ・ 加入者の属性により異なる拠出限度額の簡素化 重要 ・ 企業型DCの拠出限度額外でのiDeCo拠出の認容 重要 ・ マッチング拠出制度における従業員拠出額の要件の見直し ・ 脱退一時金の支給要件の緩和 ・ 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに加入した場合における掛金の所得控除
<p>② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃 重要 ・ 退職一時金制度からの資産移換要件の緩和 ・ 中小企業退職金共済からの資産移換 ・ iDeCo+のさらなる要件緩和 <div style="border-left: 1px solid #ccc; border-right: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の属性により異なる拠出限度額の簡素化 ・ 企業型DCの拠出限度額外でのiDeCo拠出の認容 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> ①の再掲 </div>
<p>③ 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定運用方法の設定義務化 重要 ・ 運用指図者の資産移換方法の弾力化 ・ 年金受給の選択に資する税制の構築

4. ①国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築

項番	要望事項	概要
①-1	<p>拠出限度額の撤廃または引上げ</p> <p>重要要望事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● DBと同様、企業型DCの事業主掛金は当該企業が、退職給付制度や財務状況、総人件費の考え方等に沿って掛金額を設定するものである。 企業型DCの制度設計の自由度を高めることは、同制度の普及に資すると考えられることから、企業型DCに係る拠出限度額の撤廃、または少なくともさらなる引上げを検討いただきたい。 ● iDeCoについても、さらなる普及・拡充を図ることや、国民が高齢期における所得の確保に係る自主努力を行うに当たっての公平な支援の充実を図る観点から、拠出限度額の撤廃、または少なくともさらなる引上げを検討いただきたい。
①-2	<p>加入者の属性により異なる拠出限度額の簡素化</p> <p>重要要望事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DCおよびiDeCoは、加入者の属性（国民年金の被保険者区分や勤務先の企業年金制度の有無等）により拠出限度額が異なっており、iDeCoの加入を検討する個人にとっては複雑で不公平感を与えかねない仕組みとなっている。 令和3年度税制改正により、企業年金加入者のiDeCoの拠出限度額について一定の見直しが措置されたものの、計画的な資産形成を促進する等の観点から、加入者の属性により異なる拠出限度額を一部引き上げたうえで統一する等、引き続き公平で分かりやすい制度とすることを検討いただきたい。

(参考資料) ①-2 : 加入者の属性により異なる拠出限度額の簡素化

- 企業型DCとiDeCoの拠出限度額（2024年12月以降）



出所：第19回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料1「私的年金制度（企業年金・個人年金）の現状等」をもとに全銀協作成

4. ①国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築

項番	要望事項	概要
①-3	<p>企業型DCの拠出限度額外でのiDeCo拠出の認容</p> <p>重要要望事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DCとiDeCoへ同時加入する場合は、拠出限度額に収まるようにiDeCo掛金額の調整が必要となる場合もあり、制度の分かりにくさが加入の阻害要因となっている。 <p>iDeCoの普及や老後所得の確保といった観点から、企業型DCの拠出限度額に上乗せするかたちでiDeCoの拠出を可能とすることを検討いただきたい。</p>
①-4	<p>マッチング拠出制度における従業員拠出額の要件の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DC加入者がiDeCoにも加入する場合、iDeCoに係る口座管理手数料の負担や、企業型DCとiDeCoの2口座を管理する負担が生じる。 <p>利便性をさらに向上させる観点から、マッチング拠出制度における加入者掛金の拠出額は「事業主掛金を限度」とする要件を撤廃し、当該企業型DCの事業主掛金と加入者掛金の合計が企業型DCの拠出限度額を超えない範囲において、加入者掛金のさらなる拠出を可能とすることを検討いただきたい。</p>

4. ①国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築

項番	要望事項	概要
①-5	脱退一時金の支給要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 企業における退職時の脱退一時金の支給の観点や、介護・病気による療養等のやむを得ない事由等、一定の条件のもと年金資産の中途引出を可能とするもののニーズは引き続き高いものがある。 利便性をさらに向上させる観点からも、追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給を可能とする制度の創設等、さらなる支給要件の緩和を検討いただきたい。
①-6	国民年金の第3号被保険者がiDeCoに加入した場合における掛金の所得控除	<ul style="list-style-type: none"> iDeCo加入者の裾野を広げるべく、国民年金の第3号被保険者被保険者たるiDeCo加入者が負担すべき掛金を配偶者等が拠出した場合には、例えば、iDeCoの掛金を現行の小規模企業共済等掛金控除から、国民年金保険料と同様に社会保険料控除（所得税法第74条等）へ変更することで、当該配偶者等の課税所得から控除できるようにするなど、同被保険者の加入促進を図る施策等を検討いただきたい。

5. ②私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備

項番	要望事項	概要
②-1	退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃 <div style="border: 1px solid black; background-color: #003366; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">重要要望事項</div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別法人税に係る課税停止措置は、令和5年度税制改正により延長されたものの、その延長期限は2026年3月31日までとなっている。 確定拠出年金制度の安定的な普及・発展のためにも、「拠出時・運用時非課税、給付時課税」の制度設計を明確にすることが望ましく、特別法人税そのものを撤廃いただきたい。撤廃が困難な場合には、少なくとも課税停止措置の延長を検討いただきたい。
②-2	退職一時金制度からの資産移換要件の緩和	<p>【加入者単位での移換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現状、加入者単位での確定拠出年金への「退職手当制度に係る退職一時金」の移換は認められていないが、公的年金を補完する確定拠出年金制度の更なる普及に資するものであり、個人の老後に向けての資産形成にも繋がり得るものと期待できることから、加入者単位で「退職手当制度に係る退職一時金」の確定拠出年金への移換を可能とすることを検討いただきたい。 <p>【移換方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 退職一時金制度から企業型DCへの資産移換は、4年～8年の間で均等に分割移換を行うこととされているが、企業型DCを導入する中小企業の一層の拡大を図ること、および加入者保護の観点から、一括移換または分割移換年数の拡大化（例：1年～8年）を検討いただきたい。

(参考資料) ②-1 : 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃

【現状および問題点】

- 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して、運用時に課税される法人税（税率1.173%）
- 超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、現在、**課税凍結中***（**現在、2026年3月末まで**）
- 確定拠出年金の支払原資を減らさないよう、諸外国と平仄を揃え、特別法人税の撤廃、少なくとも課税停止を延長すべき

* 1999年度以降、課税凍結。

【主要各国の企業年金税制（原則的な取扱い）】

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 (事業主拠出)	非課税				
運用時	課税 (特別法人税)	非課税			
給付時	課税 (所得控除あり)	課税	課税 (給付額の25%までは非課税)	課税	課税 (概算控除あり)

特別法人税の撤廃、少なくとも課税の停止の延長を要望

出所：税制調査会資料（2020年10月22日）等より全銀協作成

5. ②私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備

項番	要望事項	概要
②-3	中小企業退職金共済からの資産移換	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業退職金共済・特定退職金共済で被保険者が退職した場合や事業主が新たに企業型DCを設立した場合等、確定拠出年金への資産移換が認められていないケースも多い。 確定拠出年金制度を他制度の受け皿として活用できるよう、中小企業退職金共済から企業型DCへの資産移換に当たっての条件を撤廃していただきたい。
②-4	iDeCo+のさらなる要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業年金の導入が難しい事業主が従業員のiDeCoに掛金を上乗せ拠出することができるiDeCo+について、対象となる事業主の要件が、2020年10月に従業員数（厚生年金保険の被保険者数）100人以下から300人以下に拡大されたところであるが、今後の厚生年金保険の適用拡大により人数要件に抵触して制度を継続できなくなる事業主が出てくる恐れがあるため、この要件を緩和していただきたい。

6. ③ 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備

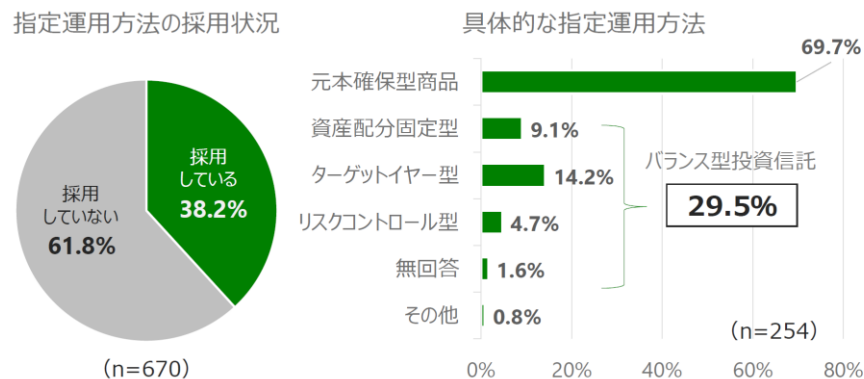
項番	要望事項	概要
③-1	指定運用方法の設定義務化 <div style="border: 1px solid black; background-color: #003366; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">重要要望事項</div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定運用方法が未導入のために未指図資産として滞留している個人別管理資産が一定量存在している。設定を義務化することで、未指図となることを防止することを検討いただきたい。 ● また、長期的な年金運用の観点からは、分散投資効果が見込まれる商品の設定が有用であることから、今後設定する指定運用方法は、原則として元本確保型以外の資産を基本とし、あわせて事業主や運営管理機関が運用の結果について責任を問われないこと（セーフハーバールール）を政省令等において明確化していただきたい。
③-2	運用指図者の資産移換方法の弾力化	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併、会社分割等によりDC制度が新設される際に、運用指図者は加入者資格を保有していないために、旧DC制度から新DC制度へ資産を移換できず、旧DC制度へ留まるケースが発生している。合併、会社分割等といった会社都合によりDC制度を異動する時には、運用指図者も資産移換を可能とすることを検討いただきたい。
③-3	年金受給の選択に資する税制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金の受給者は、多くが一時金を選択しており、「年金」として十分に活用されていないところである。今後、確定拠出年金がさらに普及するためには、年金を選択しやすい環境を整えることも重要である。よって、公的年金等控除の拡充や、新たに年金受給に資する税制について策を講じられたい。

(参考資料) ③-1 : 指定運用方法の設定義務化

- 4割弱が指定運用方法を採用しており、うち7割弱が元本確保型を指定運用方法として採用
- 長期的な年金運用の観点からは、分散投資効果が見込まれる商品の設定が有用

指定運用方法の採用状況（企業年金連合会調査）

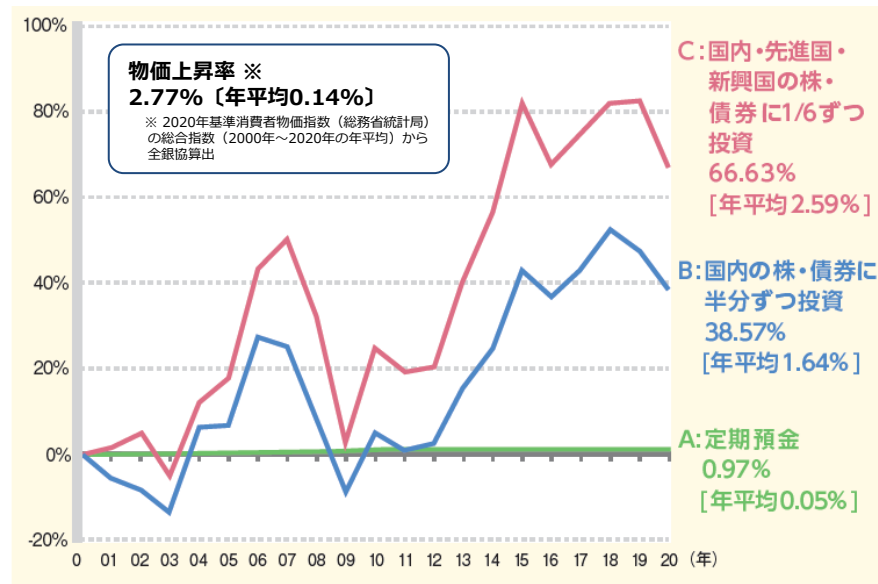
- 38.2%の企業が指定運用方法（注）を採用
うち、29.5%がバランス型投資信託を採用



(注) 運用指図をしていない加入者について、一定の手続きを経たうえで本人による運用指図があったとみなして購入される運用商品のことを指定運用方法という。

出所：企業年金連合会「2021（令和3）年度決算 確定拠出年金実態調査結果（概要版）」

積立・分散投資の効果（実績）



(出所) 金融庁作成

(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の累計リターン。株式は各国の代表的な株式指数を元に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。債券は、各国の国債をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。上図は過去の実績であり、将来の投資成果を予測・保証するものではありません。

出所：金融庁「基礎から学べる金融ガイド」をもとに全銀協加工（物価上昇率を追記）